

## ヒュームのマクドウェル批判

塩野 直之

### 1 序論

ヒュームの『人間本性論』を読む者は、そこで述べられている「思考の原理」と呼ばれるものが、現代の分析哲学のそれとは著しく異なっていることに気付く<sup>1</sup>。一つの思考と他の思考とが有すべき関係として、分析哲学の訴える原理は主に合理性や正当化といったものである。それに対してヒュームの訴える原理は類似性、近接性、そして因果性である。両者のあいだに認められる隔たりは実に大きい。なかでもとりわけ「類似性」が我々の思考において持つ意義については、省みられることがなくなって久しい。そこで私は以下の論考で、この「類似性」に注目し、その特有性を明らかにするとともにその重要性を復権させることを試みたい。

ヒュームは、類似性は最も基本的で、それなくしては他のいかなる関係も成立しないような関係である、と述べている<sup>2</sup>。類似性がかくも重要であることは、例えばそれが因果関係において果たす役割を考えてみれば理解できる。ヒュームによれば、事象Aが事象Bを引き起こしたと我々が判断するのは、過去において、事象Aと類似した多くの事象に引き続いていつも事象Bと類似した事象が知覚されたからにほかならない。このように因果に関する判断は類似性の判断を前提とするのである。さらに一般的に言うと、事象Aが性質Pを持つであろうと我々が考えるのは、過去において、事象Aと類似した多くの事象が性質Pを持つことが知覚されたからである。類似性の判断を前提とするこの形式の思考が、我々の日常において持つ重要性を疑うことは、よもやできまい。

私が以下で考察したいのは、そのような類似性の判断は「合理的」な「正当化」された判断と言えるだろうか、という問題である。この問いに対して「そうとは言えない」との答えを与えることによって、現代の分析哲学に対してひ

とつの批判を提起しようというのがこの論考の主旨である。なぜならば、思考や判断に関して論じるに際して、合理性や正当化といった原理に訴える説明は、類似性の判断を適切に扱うことができないと考えるからである。立論の都合上、そのような分析哲学の立場を代表する者として私はマクドウェルを取り上げ、彼の議論を批判するという形式をとる。そしてその批判を経た上で私が提示するのは、類似性の判断をも包摂するような、そしてヒュームの言う「人間本性」としてとらえ返すことのできるような、よりゆるやかな「合理性」の概念である。私が導くのは、人間の「思考の原理」とはそうしたゆるやかな合理性として考えられるべきものである、との結論である。

ただしひとつ断っておくべきことがある。ヒュームが類似性は「思考の原理」であると述べるときには、類似性を示す二つの対象が与えられると、我々の思考の流れはおのずから一方から他方へと導かれる、ということが意味されている。例えばある人の肖像画を見ると、自然とその人当人のことを連想するといった具合にである。これは類似性がヒュームの言う「自然的関係」であるということと同じことである。私の以下の考察は、類似性がその意味での思考の原理である、つまり類似性は一方についての思考から他方についての思考をおのずと導くものである、との主張を目指すものではない。そのようないわば心理学的な論点は目的のうちにはない。私の議論はむしろヒュームの言う「哲学的関係」としての類似性に関わる。すなわち、二つの対象を引き比べてそれらが類似しているかどうかを判断するとき、その判断はいかになされるのか、これが問題の焦点である。

## 2 類似性の判断

では本論に入ろう。私の家の近くの庭園には数多くのさまざまな薔薇が咲いている。私はその薔薇を見て、それらのあいだの類似性について判断することができる。この判断はどのようになされているのであろうか。類似性についてヒュームは、それは不変的な関係であり直観によって見出されるものである、と述べている<sup>3</sup>。これは興味深い指摘であり、我々の以下の議論はこの点をめぐって展開することになる。簡単に述べるならば、不変的な関係とは、問われ

ている当の観念にのみ依存し、それ以外の偶然的な事情には左右されない関係のことである。そして直観によって見出されるとは、推論過程を経ることなしに当の観念から一挙に見て取られる、ということである。

「観念」というヒュームの用語と、それにまつわる諸困難とに惑わされないようにしよう。ヒュームの言わんとすることは、観念は心的で私的な存在であるか、とか、観念は実在する物理的な対象といかなる関係を持っているか、といった問題とは関わりなく理解することができる。すなわちヒュームは、さまざまな薔薇を知覚すれば、あるいはそれらがいま眼前にないならばそれらを想起すれば、その知覚あるいは想起のみに基いて、類似関係は推論を経ずに一挙に見て取られる、と主張しているのである。

とはいえここでいくつか述べておくべきことはある。ヒュームは「印象」ではなく「観念」について語っているので、諸対象がもはや知覚に現前しておらず、むしろ想起されている場合を念頭においているようである。実際のところ、我々が類似性を見て取るためには、当の諸対象がすべて現前していなければならぬことはないし、特に上でみた因果性などの判断に際しては、類似した複数の事例が過去に何度も観察されたことが重要である。したがって明らかに、知覚の場合だけでなく想起の場合についても我々は考察を行う必要がある。この点に関しては後に立ち返って詳しく検討する。

次に、二つのものが端的に類似しているかどうか、との問いは解答不可能なものである。二輪の薔薇は、その形に関して、あるいは大きさに関して、あるいは色彩に関して、類似していたりしていなかったりするのである。類似性を問うときには必ず、それがどのような「観点」からの類似であるかが特定されなければならない。

もう一つは、類似性は程度の問題だということである。色彩に関してでさえ、二輪の薔薇が似ているか、似ていないか、と端的に問うことはあまり有意義ではない。むしろ多数の薔薇の色彩に関して、それらのあいだで、これとこれとは似ている、これとこれとはそれほど似ていない、といった仕方でのみ類似性は意味をなすのである。

では、類似性は直観によって見出される不変的な関係である、とのヒュームの論点に戻ろう。まず類似性が不変的であるとは、二つのものが似ているかい

ないかは、その二つのもののみに依存し、他のものごとの偶然的な事情には左右されない、ということであった。実は「不変性」はヒューム自身の用語ではない。しかしヒュームは以上のような特徴づけを明確に示しながらも、それに特に呼び名を与えてはいないようなので、我々は「不変性」の用語を用いることにしよう<sup>4</sup>。

類似性が不変性を持つことを我々は以下のように説明することができる。ただしこの説明はヒュームではなくラッセルに由来するものである<sup>5</sup>。二輪の薔薇がその色彩に関して似ているとき、類似関係に立っているのは二輪の薔薇ではなくむしろ二つの色彩である。つまり、赤い薔薇と紫の薔薇が色彩に関して似ているとは、赤と紫という二つの色彩が似ているということなのである。そして色彩とは、例えば紫というひとつの色彩は、一輪の薔薇のような個物ではなく、薔薇やその他の諸対象が持つ性質であり、いわば「普遍者」である。似ていたり似ていなかったりとは、したがって普遍者どうしのあいだに成り立つ関係であって、個物のあいだの関係ではない。そして普遍者のあいだの関係であれば、それが当の普遍者のみによって決定され、それ以外のあれやこれやの偶然的な事情に左右されないのは当然である。なぜならば、個物はさまざまな色彩を持っていたり持っていなかったり、獲得したり失ったりするであろうけれども、普遍者としての色彩そのものは、そのように偶然的に性質を持ったり変化を蒙ったりすることはないからである。こうした理由によって類似性は「不変的」な関係なのである。

これにはおそらく、では不変性とはつまり必然性のことなのか、と問われるであろう。それに対しては、そのとおり、と答えるべきである。しかしそうは言っても私は、色彩や音色の類似性のもつ「必然性」に関して成り立ついくつかの論点が、そのまま数学や論理学の領域にまで及ぶような「必然性」一般に関して成り立つとは到底考えない。それゆえ私は今後も「必然性」の用語はあえて避け、「不変性」について語ることにする。さらに私は色彩や音色の類似性の不変性に関しても、それはそもそもなぜ不変的なのか、という形而上学的な問いではなく、そのような不変的な関係についての判断を我々はいかにして下すのか、との認識論的な問いを検討したいのである。

付言すれば、類似性が不変的ではないと言える余地が仮にあるとしても、そ

それはきわめて限られている。先に見たように、二輪の薔薇の色彩が似ているかどうかの判断は、類似性のどの程度の尺度を用いるかによって変わってくる。そしてその尺度の選択は、他にどのような色彩の薔薇がその場にあるかといった偶然的な事情に左右される。しかしこれはあくまでも、尺度の選択にあたって働く実際的な考慮にすぎないのであって、二輪の薔薇の色彩の類似関係そのものは、当の色彩以外の事情によって変わることはないと考えべきである。

次は、類似性は直観によって見出されるという点である。これは類似性の判断を下すに際しては、ヒュームが「論証」と呼ぶもの、すなわち推論の過程を経ることは必要ないということである。しかしこの主張には議論の余地がある。ここで薔薇の色彩の代わりに建築物の形態に関して考えてみるならば、その問題点は明らかとなろう。私の通う大学の講堂の建物の形態は、武道館のそれよりは国会議事堂のそれに類似している。このときこの類似性の判断は、以下のような推論過程を経て下されたと考えるべきではないであろうか。私は、大学講堂と武道館と国会議事堂の知覚された形態をその幾何学的な諸要素に分解する。そして私はそれら諸要素のそれぞれについて、それが三つの建築物のそれぞれに現れているか、現れていないかをリストアップする。そして私は最後に、それら三つの建築物のどれとどれとが、どれだけの共通要素を持っているかを集計し、その結果に基いて類似性の判断を下すのである。

しかし以上のような事例にもかかわらず、類似性は直観によって見出されるというヒュームの主張を認めざるを得ない事例があることもまた確かである。薔薇の色彩の場合をもう一度検討しよう。私は庭園に咲く数多の薔薇を見て、その色彩の類似性の判断をたちどころに下すことができる。このとき、建築物の形態の場合の、幾何学的諸要素への分解に基く推論過程と類比できるものがあるであろうか。あるとすればそれは以下のようなものであろう。数ある薔薇のうちの一輪は黄色であり、一輪は紅であり、いま一輪は紫であったとしよう。私はまずそのそれぞれについて、「これは黄色だ」「これは紅だ」「これは紫だ」と判断を下す。次いで私は、黄色と紅と紫とでは、紅と紫が類似しているほどには黄色はそのいずれとも類似していない、といった、色彩に関する一般的な知識を呼び起こす。そして私はそれに基づいて薔薇の色彩の類似性に関する判断を下すのである。こう考えるならばその判断もまた、建築物の形態の類似性

の場合と同様、推論過程に基いて下されるとみなすことができるように思われる。

ここで問題となるのは、黄色と紅と紫とでは、紅と紫が類似しているほどには黄色はそのいずれとも類似していない、といった「色彩に関する一般的な知識」を持つ身分である。ひとつの考え方は、これは色彩に関する諸概念を習得し色彩について判断を下すことができるようになった者は、だれであれ身に付けていなければならない体系的な「暗黙の知識」、ないしは中期ウィトゲンシュタインならば「色彩言語の文法」とでも呼んだであろうものだ、とする考え方である<sup>6</sup>。デネットの用語を借りて、それは暗黙的であれパーソナル・レベルに属するものであると言うこともできる<sup>7</sup>。この考え方によればそうした暗黙知とは、それに基いて下されるさまざまな色彩についての判断を正当化し、それをその主体の合理的な判断たらしめるものである。したがってそれは、例えば我々が日本語の統語論を知っているというような弱い意味において知られているのではなく、当の主体自身や他者による反省と吟味の及ぶものでなければならない。さもなければ、それに基いて下される判断を主体の合理的な判断とみなすことはできないからである。

他方、「色彩に関する一般的な知識」についてのもうひとつの考え方に従うと、それは我々の脳内の計算機的機構として実現されており、我々が色彩に関してさまざまな判断を下す際の計算機的処理過程において働くものである。この考えによれば、それぞれの薔薇からの反射光が目に入り、それが網膜の光受容体を刺激する。そしてその刺激の強さは脳内で計算機的に処理され、それぞれの薔薇の色彩の数学的特性が特定される。その数学的特性は例えば、色立体における座標位置として表現されているかもしれない。そしてそのように特定された特性をさらなる計算過程に処することによって、薔薇の色彩の類似性についての判断が出力されるのである。この過程はすべて我々の意識や反省といったこととは異なる次元で働いている。ふたたびデネットの用語を用いるならば、それはサブパーソナル・レベルに属するのである。したがってその結果下される判断は、主体の合理性という観点から評価されるべきものではありえない。それは、我々がチョムスキーの言うように日本語の統語論の体系を計算機的に所有しており、それに基いて日本語の文を話したり書いたりするのと同

様である。我々が話したり書いたりする文は、その内容に関してではなく統語論に関して見られるときには、主体の合理性という観点から評価されることはない。

さて、「色彩に関する一般的な知識」が後者のように脳内の計算機的機構として実現されているかどうかは、経験的な認知科学の問題であって、それをア prioriに否定することはできない。しかしそれが前者のように、主体の合理性を支え判断の正当化に際して訴えることのできる体系的な「暗黙の知識」、ウィトゲンシュタイン的な意味での「文法」として理解され、それを主体が有していると主張されているのであるならば、その真理性はきわめて疑わしい。なぜならば、そのようなものは多少とも主体自身による反省の及ぶものでなければならぬであろうけれども、多くの人はそのような知識に類するものなど何一つ持つことなく、何の正当化もなしに色彩の類似性に関する判断を即座に下していることは明らかだからである。

たしかに色彩については、そのような「文法」の存在を確立すべく困難な議論を試みてきた哲学者がこれまでもいなかったわけではない<sup>8</sup>。しかしそれならばここでさらに例を変えて、音の類似性について考えてみるならば、それに関してはいかなる「文法」も存在しないことはさすがに動かし難いであろう<sup>9</sup>。我々は「Aさんの声の音色とBさんの声の音色は似ている」といった判断を、当の二人の声を聴くことによっていとも容易に下すことができる。この際にも、脳内に音の組成分析を行う計算機的機構があるかどうかは経験科学の問題である。しかしこの事例において、音色に関する何らかの体系的な暗黙知、「文法」といったものがあり、それが当の類似性の判断を正当化し合理的たらしめるのだ、とはさすがに誰も主張できまい。さまざまな音色の相関関係について、その専門家でもない者が何らかの体系的な知識を持っているなどとは到底考えることができないからである。

すると少なくとも音色の場合には、脳内の計算機的処理過程ではなく主体の合理的判断という観点から評価した場合、類似性の判断を合理的な推論の結果とみなすことはできない。それは知覚に基いて即座に下されるのである。ところでヒュームによれば、直観的な判断とは推論なしに即座に下される判断のことであったのだから、類似性の判断はヒュームの言う意味で「直観的」である。

翻って色彩の類似性に関しても、同じことが言えると考えてほぼ差し支えあるまい。さらには建築物の形態の類似性の場合にも、仮にまずは大学講堂と武道館と国会議事堂の知覚された形態をその諸要素に分解することがあるにしても、結局次にその諸要素を類似性に基いて分別することが必要となるであろう。こうして、類似性は直観的な判断であるとのヒュームの主張は、全面的にはないにせよ相当の広範囲にわたって承認されるべきであると考えられる。

一点付言するならば、ウィトゲンシュタイン的な意味での「文法」が、主体の反省の及ぶものでなければならぬという私の主張には、異論があるかもしれない。すなわち、文法とは決して主体によっていわば一目瞭然に見て取られるものではない、との指摘がなされるかもしれない。しかし私の見るところでは、この指摘は後期の「文法」概念に対しては適切であるとしても、私が言及した中期のそれにも当てはまるかどうかはそれほど明らかではない。しかも後期ウィトゲンシュタインの「文法」にしたところで、それは我々が自身や他者の言明の正当性を吟味するとき、その最終的な基盤となるものであることには変わりはない。ある判断が下されたとき、言語共同体の諸成員がその判断を「それでよし」と見なす、その実践の体系を記述することによって文法は白日のもとに曝される。それは明らかに合理性の文脈に位置づけられるものであり、自然科学的な探求の対象ではないのである。

### 3 マクドウェル批判

さてこれまでの議論に対しては、以下のような反論がなされるであろう。我々は知覚に基いてさまざまな判断を下す。例えばテーブルの上に花瓶が置かれているのを知覚し、それによって、テーブルの上に花瓶が置かれていると判断する。当然ここには何らの推論の過程も介在しない。推論が介在しないのは、知覚に基いてなされる判断すべてに言えることであって、類似性の判断に限ったことではないのではないか、と。

私は、私がこれまでに行った議論やこれから行う議論を、類似性に関してのみ成立するものと考えているわけではない。しかし私は、ヒュームが直観によって見出される不変的な関係とみなしたものの特有性をさらに進んで吟味したい

のであり、そしてそのような関係のうちで最もわかりやすいものは類似性なのである。

ここで私は少々遠回りになるけれども、知覚に基く判断に関するマクドウェルの議論を検討することにした<sup>10</sup>。マクドウェルは、思考の原理を合理性や正当化に求める哲学者の典型であり、かつその最も極端な者である。彼によれば、およそ思考や判断とはすべて合理性の文脈に位置づけられるものであり、その各々はそれに対して与えられうる正当化によって個別化される。そして周知のとおり彼は、知覚の内容を概念的なものと考えることによって、知覚に基く判断までも、正当化された合理的な判断の領域に取り込むことができると主張しているのである。ここで私は彼の議論を批判的に検討し、類似性の判断が彼の言うような合理的な判断ではありえないことをさらに徹底的に明らかにする。そしてその議論の中で、類似性の判断と知覚に基いてなされる他の通常の判断との差異が明らかになり、上の反論に対しても回答が与えられるであろう。なぜならば私は、たとえ先に挙げたテーブルの上の花瓶の例のような判断は、マクドウェルの言うとおり知覚によって正当化されるとみなせるとしても、知覚に基いた類似性の判断はそうとはみなせない、と議論を進めるからである。

本題に入る前に、我々はマクドウェルのような哲学者が「概念」というものをいかにとらえているか、簡単に見ておく必要がある。合理性や正当化を思考の原理として立てる者は、当然のことながら命題的な思考のみを思考として認め、そしてその思考の要素となるものが概念であると考えている。さらに重要なことは、それぞれの概念を個別化しその構成要件となるのは、その概念を用いたどのような推論が正当化されるか、ないしは論理的に妥当とみなされるかである、という点である。こうした考え方をとる者が範例として引き合いに出すのは、「PでありかつQである、ゆえに、Pである」とか、「N氏は独身者である、ゆえに、N氏は未婚である」といった推論である。これらは論理結合子や「独身者」「未婚」の意義に訴えることによって正当化される。なぜならば、そのような推論を正当化することがまさに、当の論理結合子や「独身者」「未婚」の概念の構成要件となっていたのだからである。あるいは数学に例をとるならば、自然数論において用いられる諸概念は公理系というかたちで与えられる。そして「 $3 > 2$ 」のような個々の数学的命題は、その公理系に訴えることによって

正当化されるのである。マクドウェルのような哲学者の考えによれば、概念とはこのようにして我々の行う妥当な推論や合理的な思考の導き手となるものであり、そして正当化とはそうした概念によって成り立つ命題相互の関係なのである。そしてまた、先に論じた「文法」なるものも、もしそのようなものがあるとしたら、それはこうした仕方で概念の使用を規定するものとして理解されるべきである。

では本題に入ろう。マクドウェルは、我々は我々が有している色彩の語彙よりもはるかに精細な色彩の識別能力を持っている、という反論に答える中で、「この色合い」といった直示的概念を用いる可能性にふれている<sup>11</sup>。これとの関連において再び声の音色の類似性の例を考察することにしよう。すると問題はこうである。彼の言うように、我々は「この音色」「あの音色」といった直示的概念を持つことができるとしよう。しかしそれができるとしたところで、それによっていかにして我々は、「この音色とあの音色は似ている」といった判断を「合理的」な「正当化」された判断として下すことができるのであろうか。

ここで比較のために、「テーブルの上に花瓶が置かれている」のような、知覚に基く通常の判断を取り上げよう。これは実は、判断は知覚によって正当化されるというマクドウェルの主張にとって都合のよい例である。彼によれば、「テーブルの上に花瓶が置かれている」という判断は、「テーブルの上に花瓶が置かれている」との概念的 content を持った知覚によって正当化される。このときその知覚の内容は、判断の内容と同じく、『テーブル』『xの上にyが置かれている』『花瓶』という三つの構成要素から成り立つとされる。すると、知覚の内容と判断の内容は完全に同一なのであるから、前者が後者を正当化することには何ら問題がない。ここで、「xの上にyが置かれている」がその知覚内容の構成要素とされるべきことは、もし『テーブル』『xの手前にyが置かれている』『花瓶』との content を持った知覚が与えられたとしたならば、それは「テーブルの手前に花瓶が置かれている」という判断を正当化するものとなったであろうことからして明らかである。かくしてこの例に関しては、マクドウェルはともかくも整合的な説明を与えることができる。

ところがこれに対して、「この音色とあの音色は似ている」という判断は、『この音色』『xとyは似ている』『あの音色』との三つの構成要素からなる

概念的 content を持つ知覚によって正当化される、と考えるわけにはいかない。なぜならば、類似性は不変的な関係であり、「この音色」と「あの音色」以外の事情がどうであるかによって左右されることはないからである。したがってその判断を下すに際して、「この音色」と「あの音色」に加えてさらに「 $x$ と $y$ は似ている」が知覚内容の構成要素として存在することは、全く余計であって不必要なのである。しかもそれは単に不要な要素があると言って済むことではない。

『この音色』『 $x$ と $y$ は似ている』『あの音色』との三つの構成要素を content として持つ知覚が可能なのだとしたら、『この音色』『 $x$ と $y$ は似ていない』『あの音色』という content を持つ知覚もまた可能であると言わざるを得ないことになる。そして困ったことにこの帰結は、類似性は不変的な関係であるというヒュームの洞察に反するものとなってしまう。というのも、不変的な関係である以上、似ているか、似ていないか、可能なのはそのいずれか一方のみでなければならないはずだからである。ここで、『この音色』『 $x$ と $y$ は似ていない』『あの音色』という content の知覚はとにかく不可能なのだ、と言い張ってみてもむだである。なぜならばこれに対しては、ではなぜそのような知覚を不可能とみなしてよいのか、それを正当化することが求められようし、そしてその正当化を与える見込みは目下のところないからである。

するとマクドウェルはなんとしても、知覚 content を構成する「この音色」「あの音色」の二つの概念のみに基いて、「この音色とあの音色は似ている」という判断、つまり『この音色』『 $x$ と $y$ は似ている』『あの音色』との三つの構成要素からなる content を持つ判断を正当化することができるのでなくてはならない。さもなければ、およそ判断とはすべて合理性や正当化の文脈に位置づけられるものである、との彼の見解は成り立たなくなる。では彼は、「正当化」とはいかなるものであるかについての彼自身の基準を満たしながら、その試みを遂行することができるであろうか。いったいいかにして、「この音色」「あの音色」という二つの直示的概念が、「この音色とあの音色は似ている」という判断を正当化できるであろうか。先に述べたように、「 $N$ 氏は独身者である、ゆえに、 $N$ 氏は未婚である」は、たしかに「独身者」および「未婚」の概念の意義に訴えることによって正当化される。同様に、「 $3 > 2$ 」のような数学的命題は、数学的諸概念を規定する公理系から導出することができる。これと同等の理由に

よって、「この音色」と「あの音色」の概念の意義が、「この音色とあの音色は似ている」との判断を正当化する、と考える方策があるであろうか。

そう考えるには、「この音色」「あの音色」の概念の意義のうちに、それぞれの音色が他のさまざまな音色とどのような相互関係を有するかが、既にことごとく与えられているとみなす必要があるだろう。つまり、さまざまな音色の概念の規定が「文法」ないしは公理系に類した体系的な仕方で与えられ、「この音色」「あの音色」の両者もその体系のなかで確固とした位置付けを持つ、と考えるしかないだろう。しかしこの道筋に望みがないことはもはや明らかである。既に述べたように、音色に関するそうした体系的な知識の存在は認め難いし、しかも、単なる直示的概念がそのような意義を有しているとは、いかにマクドウェルといえども強弁できまいからである。

かくしてマクドウェルの試みは挫折する。知覚の内容が概念的であるとの彼の見解を仮に承認したところで、それによってはテーブルの上の花瓶の例のような、知覚に基く通常の判断を合理的なもののみなすことができるにとどまるのであって、類似性の判断を彼の言う意味での「合理性」のもとに包摂することはできないのである。ところで、類似性の判断をヒュームの言うところの「直観」によって下されるものと考えるところは、まさにこの結論を承認することにほかならない。つまり、さまざまな類似性の判断やましてやその判断内容の不変性が、マクドウェルの言うような合理性の基準に照らして正当化されることは可能でもないし必要でもない。類似性の判断は、推論や正当化に依拠することなく即座に下されるという意味で、「直観的」なのである。

しかしながら以上の議論に対しては、マクドウェルは「この色合い」のような概念を単なる直示的概念とみなしているのではなく、それを再認能力と結びつけて論じているということが指摘されるかもしれない。我々はある色合いを知覚すると、その同じ色合いを再び知覚したときに、それを同じ色合いとして再認することができる。マクドウェルは、「この色合い」の概念はそうした再認能力に存しており、たとえその能力は短い時間しか持続しないとしても、それが持続する限りその再認能力は概念的なものである、と主張するのである。するとこの考えによれば、「この音色とあの音色は同一である」との判断は、「この音色」「あの音色」の二つの構成要素からなる内容を持つ知覚に基いて下され

る。そしてその際、判断内容の第三の構成要素である「 $x$ と $y$ は同一である」は、「あの音色」を知覚した際に獲得された再認能力に「この音色」が当てはまる、ということに基いて適用される。こうして、『この音色』『 $x$ と $y$ は同一である』『あの音色』という三つの構成要素を内容として持つ判断が、その内容として二つの構成要素しか持たない知覚によって正当化されるのである。

「再認能力」に訴えるこの議論が、マクドウェルに向けてなされた私の批判に対してどれだけ強力な再反論を提起しうるかは疑問である。まず第一に、同一性の判断に即して行われた上述の議論が類似性の判断の場合にどのように応用できるのか、明らかではない。しかしそれにもまして私は、概念を再認能力と同一視するというマクドウェルのこの提案は、「概念」について彼が持っている多くの考えと両立しないと思う。

既に述べたように彼によれば、概念とは合理性の文脈に属するものであり、命題的思考のあいだの正当化の関係を構成するものである。そのようなものとして考えられた概念を、再認能力と同一視することは容易にはできまい。というのも、再認能力とは決して文字どおりの意味で命題の構成要素となるものではなく、命題が命題を正当化すると同じ仕方でも正当化に関わることはできないからである。「この音色」「あの音色」に加えて「 $x$ と $y$ は同一である」あるいは「 $x$ と $y$ は似ている」をその内容の構成要素とする判断が、何らかの他の命題によって正当化されるときには、正当化を与えるその命題もまた、少なくとも三つの構成要素に分解されるはずである。これは命題が構文論的構造を持つことからの当然の帰結である。しかしそれに対して、再認能力によってこの判断を正当化しようとする、その際に引き合いに出すことのできる能力は多くても二つしかないのである。

それどころか、もし仮に能力による正当化なるものを全面的に承認するとすると、そもそも知覚が概念的 content を持つと主張する必要があるかどうかすら、疑わしくなってくる。なぜならば、ある主体が知覚に基いて下すさまざまな判断の各々は、その主体が正常な知覚能力を持っているという一般的な事実だけによって、十分に正当化されると考えることもできようからである。後期ウィトゲンシュタインの立場は、おそらくそのようなものであったろう。この立場から見ると、それぞれの知覚そのものが概念的 content を持ち、それに基いて下さ

れる判断をひとつひとつ正当化する、というマクドウェルの説明は、全く不要なものとなりかねないのである。

この問題に関連して、「ある信念を持つことの理由となるのは他の信念だけである」とのデイヴィドソンの主張に、マクドウェルが一定の共感を示していることは示唆的である<sup>12</sup>。マクドウェルは、非概念的なものが概念的なものを正当化することはできないという点に関してはデイヴィドソンに賛意を示す。二人が袂を分かつのは、知覚の内容が概念的であるか否かに関してである。マクドウェルは、知覚も信念と同じく概念的な内容を持つとの立場から、信念が信念の理由となるのと全く同様に知覚もまた信念の理由となりうると考え、デイヴィドソンがその可能性を考慮しないことを惜しむのである。ここまではマクドウェルの言い分は理解できる。ところが、能力による正当化というものかもしあったとしたら、それは信念のような命題的なものどうしの間の正当化とは全く異なったものであらざるを得ないことは、たったいま強調したようにあまりにも明らかである。すると、もしそうしたものをマクドウェルが本当に認めるのだとしたら、彼がデイヴィドソンに対して示す共感は理解困難なものになってしまう。なぜならばその場合には二人の見解の相違は、知覚が概念的 content を持つか否かという論点よりもいっそう重大かつ根本的な、正当化の本性に関わるものとなろうからである。このことから見ても、概念と再認能力との同一視という考えは、マクドウェルの一般的な見解に馴染むものとは考え難い。

もしマクドウェルがあえてそのような同一視を行い、そして再認能力を同一性のみならず類似性などの諸判断を下す能力までをも包含するものとして考えるのだとすると、それは「概念」ならびに「合理性」を大幅にゆるやかなものとしてとらえなおすことを意味するであろう。もし彼がこの道筋を選択するのであれば、私と彼との対立点は解消されるかもしれない。しかし以上で述べてきたように、「この色合い」の例に関連して提起されたマクドウェルの議論をそれだけの射程を持ったものと考えすることは困難であり、むしろそれは彼の思考の混乱を示すものとして見るのが妥当である。

## 4 想起的概念

これまでの議論はすべて、類似性が直観によって見出される不変的な関係であることをめぐっている。以下においてもさらに、このことのもつ特有性を見てゆこう。議論を先に進めるにあたって、現在知覚されている対象についての判断を離れて、諸対象を想起することによっても類似性の判断はなされることに注目しよう。以前にもふれたように、そもそもヒュームは類似性を「印象」ではなく「観念」の間の関係とみなしていたのであるから、それは知覚よりも想起に基く判断によりよく符合するのである。

もちろん、ヒュームの「印象」を知覚として理解することに違和感を感じた者は、「観念」を想起と理解することにはいっそうの困惑を覚えるに違いない。私は目下のところ、そのように理解することによってのみ、我々はヒュームの卓越した考察を「観念」をめぐる諸困難から救い出すことができると考えている。しかし「観念」を想起として理解することは、想起がそれ自体よく理解されているとは言い難いがゆえに、さらなる不明確さへと我々を導くだけであると思われるかもしれない。

私のここでの議論にとって必要な論点は、あるものを想起するとは、それを想像すること、イメージすること、それを知覚されたがままにまざまざと思い描くこと、知覚状態に擬似的に身をおくこと、として考えることができるということである。そしてさらに、我々はあるものを想起することによって、それを知覚したならば下すことのできるような種類の判断を下すことができる、ということである。これらのことを私の以下の議論は前提とする。こうした問題を論じる際に頻繁に言及される、心理学からの一例を挙げよう。あなたの部屋にはいくつの窓があるかと問われたとき、多くの人はまず自分の部屋をありありと想い描き、そしてその窓の数を数え上げる。そうして初めて、窓の数がいくつかを答えることができるのである。少なくとも、反省による当人の報告を信頼する限り、我々はそのように想起をすることができるのであり、そして想起が我々の認識において果たす役割は知覚のそれと多くの対応関係を示すのである。

ではふたたび声の音色を例にとって、想起によって類似性の判断がなされる

場面を考えてみよう。私は以前に、AさんともBさんとも、それぞれ別の機会に会話をしたことがある。しかし現在、私の目の前にはどちらもいない。このときCさんが私に「Aさんの声の音色とBさんの声の音色は似ているね」と言う。私はその二人の声の音色が似ているかどうか、これまで考えたことがなかったので、それぞれの話し声をできるかぎりありありと想起する。そしてそれに基づいて「そうだね、たしかに似ているね」と答えを出すのである。我々自身の反省に照らす限り、こうしたことができることを否定する者はいるまい。

さて我々はいかにしてこのような判断を下しているのだろうか。かつてAさんの声を聴いたとき、私はその音色の特性を何らかの仕方で命題的、数学的に認識しており、Bさんの声を聴いたときにも同様のことをしており、そして両者が似ているかどうかを現在判断するには、そのように命題的、数学的に保持されている認識内容を推論の操作にかければよいのだ、という解答に見込みのないことは既に見たとおりである。それはあるいは我々の脳内の計算機的処理過程には当てはまるかもしれないにせよ、合理性や正当化の文脈において訴えることのできるものではないのである。したがって、類似性の判断は想起に基づいて直観的になされる、というのが我々になしうる唯一の答えである。

上述のような判断の可能性は、想起と類似性との関連のひとつを明らかにする。テーブルの上に昨日花瓶が置かれていた、という判断を下すにあたって、テーブルの上に置かれていた花瓶を現在ありありと想起する必要があるとは主張し難いであろう。たしかに先にあげた部屋の窓を数える例は、その必要がある場合もあることを示唆している。しかし通常、テーブルの上の花瓶の場合には、私は昨日、知覚に基づいて「テーブルの上に花瓶が置かれている」と判断し、その命題的な判断を保持しているだけでよいと考えられよう。それに対して、それぞれ別の機会に聴いた声の音色の類似性に関しては、同様に考えることはできない。それを過去にした命題的判断の保持として理解しようにも、仮定により、当の命題的判断を知覚に基づいて下す機会は過去になかったのである。したがって類似性の判断は、ことさらに想起を行うことの必要性を示しているわけである。

ではこのように、我々が過去に聴いた声の音色をまざまざと想起し、それについて類似性の判断を下すことができるということは、いかに理解されるべき

であろうか。自らの判断に正当化を与える合理的な主体として我々を理解する営みの文脈に、想起に基いた類似性の判断を位置づけることはできないのであろうか。

私は先にマクドウェルの議論を批判したときに、合理性を正当化と結びつけ、その範例を論理的に妥当な推論に求める考え方に言及した。それによれば概念とは、命題的な思考のあいだの正当化の関係を構成し、思考を合理的たらしめるものであった。「合理性」や「概念」についてのこうしたマクドウェル的な考え方を維持する限り、類似性の判断に正当化を与えそれを合理性の文脈に位置づけることは、私のこれまでの議論からして困難である。しかし我々はここでむしろ発想を転換し、類似性の判断をも包摂しうるような、よりゆるやかな合理性や概念といったものを考える、という道筋はないであろうか。以下ではそのような作業を試みてみたい。

まず、「Aさんの声の音色」という表現は多義的であることに注意を払うことから始めよう。この表現の一つの意義は、その音色がAさんの声の音色であるという事実を介して、Aさんの声の音色を指す。我々はそれを「記述的」意義と呼ぶことにする。記述的意義のもとでその表現を使用する者は、Aさんの声を聞いたことがある必要はなく、「Aさん」の概念と「声」の概念と「音色」の概念を所有するだけで「Aさんの声の音色」について語るができる。この意義において私は例えば遠い過去の歴史上の人物の声の音色について語るができる。

「Aさんの声の音色」のもう一つの意義は、ロアが「再認概念」と呼んだものに近い<sup>13</sup>。それはAさんの声の音色を聴いたことのある者が、その声を再認したり想起したりする能力を持つことによって成立する意義である。我々はロアにならってそれを「再認的意義」と呼んでもかまわないけれども、想起することに重点を置いているこの議論の脈絡上、それを「想起的意義」と呼ぶことにしよう。Aさんの声の音色について何らかの判断を下す際に、その音色を想起することが不可欠の要因として含まれているならば、そのときに適用されているのがこの想起的意義である。我々にとって関心があるのはもちろん、記述的意義ではなくこの想起的意義である。さて、概念の個別化は意義の個別化によってなされるのであるから、我々はそれをひとつの概念とみなして「想起

的概念」と呼んでも差し支えあるまい。すると例えば、「Aさんの声の音色」の想起的意義をその意義として持つような概念が存在し、我々はそれを表現する名辞「音色A」を導入することができる。

想起的概念「音色A」を持つことは、その音色を再認し想起する能力を持つことに存している。「概念」というものが満たさねばならない諸条件について、私はここで詳しく論じることはできない。しかし多くの論者が指摘するように、概念的な能力と呼べるものを持つにあたっての最も基本的で重要な条件は、対象が現前していないとき、つまり対象が知覚に与えられていないときに、それについて考えたり判断を下したりする能力を持つことである。想起的概念はこの意味における「概念」性の条件を満たしている。なぜならば想起的概念とは、当の対象が知覚されていないときにもその対象をまざまざと想起し、知覚状態に擬似的に身を置くことができるという能力によって、成り立っているのだからである。

想起的概念を用いて我々が下すことのできる判断には、さまざまなものがある。既に挙げた例をくり返すと、私が自分の部屋の想起的概念を持つならば、それによって私はその部屋にいくつの窓があるかを判断することができる。しかしここでも類似性の判断は格別の注目に値する。なぜならば類似性の判断は、複数の想起的概念を働かせて諸対象をまざまざと想起するだけで直ちに下すことのできる判断であるにもかかわらず、窓の数の事例とは違って、単にそれぞれの対象の想起のうちに既に完全に含まれていることを判断しているのではないからである。言い換えれば類似性の判断は、想起されたそれぞれの対象の内在的性質についての判断ではなく、その諸対象の関係的性質について、新たに直観的に下される判断なのである。

ところで、それでは自然言語の語のうちに想起的概念を表現しているものはあるのか、と問われるならば、私はたくさんあると答えたい。例えば色の名前がそうである。しかしこの論点は決して容易に打ち立てられるものではないし、私はここでその議論を行うつもりもない。

より重要な論点に移ろう。我々は先に、マクドウェルのような哲学者が「概念」というものをいかにとらえているかを見た。合理性や正当化を思考の原理とみなす立場からすると、概念を用いた思考がなされるにあたっては、知覚に

現前していないものについて思考しようということに加えてさらにもうひとつ、満たされるべき条件がある。それは、その概念を用いたどのような推論が正当化されるか、ないしは論理的に妥当とみなされるかが示されていることである。

「N氏は独身者である、ゆえに、N氏は未婚である」のような推論の正当化は、そこで用いられる概念の意義に訴えることによってなされ、それ以外のものに訴える必要はない。この立場によるならば、概念とはそもそもそうした正当化を与えるものとして考えられているのであり、個々の概念がいかなる推論を正当化するかは、まさにその概念を個別化する構成要件なのである。

想起的概念が「概念」に課せられた上の条件を満たさないことは明らかである。なぜならば想起的概念とは、その概念を用いたどのような推論が正当化されるかを示すことによって導入されるのではなく、想起する能力によって成り立っているのだからである。「音色Aと音色Bは似ている」という判断はたしかに、「音色A」と「音色B」との想起的概念を持っていれば、それ以外の知識を一切引き合いに出すことなく下すことができる。しかしそれは、「N氏は独身者である、ゆえに、N氏は未婚である」が「独身者」や「未婚」の概念の意義によって正当化されるようには、正当化されることができない。後者の推論をなすにあたっては、N氏や独身者や未婚性について想起することなど全く必要なく、そのことが概念による正当化ということの内実のひとつを示している。しかしそれに対して前者の判断に際しては、音色Aと音色Bをまざまざと想起し、それに基づいてそれらが似ていると直観的に判断することが必要となるのである。ここにこそ、類似性は直観によって見出される不変的な関係であるということの妙味がある。

想起的概念を用いて下される判断で、想起することを介さずに想起的概念の意義のみによって正当化されるものを他に求めても、そのような判断を見出すことはできないであろう。想起的概念はそうした意義など持っていないからである。もちろん、「音色Aは音色Bの後に聞こえた、ゆえに、音色Bは音色Aの前に聞こえた」といった推論は音色の想起を必要としない。しかしこれは言うまでもなく、「前」「後」の概念の意義によって正当化されているのであって、音色Aや音色Bの概念はその妥当性に一切関与していない。したがって上述のマクドウェル的な立場からすれば、想起的概念を概念として認めることはでき

ないと言わざるを得ないのである。

## 5 結論

これまで論じてきたように、合理性や正当化を思考の原理とみなし、そして論理的に妥当な推論を合理的な思考の範例と考える立場をとる限り、「Aさんの声の音色とBさんの声の音色は似ている」といった類似性の判断は、合理性の文脈からは全く正当化できないものとして取り残されることになる。しかし、さまざまな対象をまざまざと想起し、そして直観によってそれらの類似性を判断することは、決して合理的な人間の営みという文脈から放逐されてよいものではない。

そもそも人間の営みを合理的なものとして理解しようという考えは、人間の諸判断や諸行為の一部分のみを扱うことで満足できるものではない。それは判断や行為の全体を包括的に説明できるものであって初めて、受け入れられるものとなる。さて、冒頭で指摘したように類似性の判断は、因果関係の判断およびそれにとどまらないさらに一般的な思考の形式において、重要な役割を担うものである。したがって、もし類似性の判断が合理性の観点から説明できないということになると、そのようなきわめて一般的な思考の形式が合理性の範囲外におかれることになり、ついには人間の判断や行為を合理的なものとして理解する試みは完全に崩壊せざるを得なくなるのである。

私が見るところでは、この困難を前にして類似性の判断をあくまでも主体の合理的な判断として位置づけるためには、「合理性」の概念の方を拡張する以外に術はない。残された道筋は、「想起的概念」を概念の一種として積極的に認め、「直観」による判断を合理的な判断の一種として認めるような、よりゆるやかな合理性というものを考えることである。そしてその道筋を探索することこそが、私がこれまでの議論を通じてその必要性を主張してきたことであり、この論考の主旨なのである。

実はマクドウェルの議論のうちにも、その方向性が見られないわけではない。我々は以前、「この色合い」といった直示的概念に関して、彼がそれを再認能力と結び付けていることを見た。そのとき私は、概念を再認能力と同一視すると

いうこの考えは、マクドウェル自身の「合理性」や「正当化」の理解と両立しないであろう、と述べたのであった。ところが、彼が再認能力に関して言うことは、私が「想起的概念」について述べてきたこととそれほど隔たっているわけではない。もし彼が、「能力」としての概念という考えをさらに発展させ、「再認能力」を想起やそれに基づいて直観的にさまざまな判断を下す諸能力までをも包含するものとして考える方向へと進むのであれば、それはマクドウェルが私の言う「ゆるやかな合理性」への道を歩むことを意味するであろう。

さらに、はるかに大局的な観点からマクドウェルの議論を俯瞰するとき、合理性をよりゆるやかなものとしてとらえるという私の道筋は、決して彼の立場と相容れないものではないことに気付く。マクドウェルは合理性を自発性の行使と結び付けて考えている。彼はさらに、合理性とは「第二の自然」であるとも言っている。これらの発言は、想起的概念や直観的な判断を合理性の地平におさめることを拒むものでは決してあるまい。想起的概念や直観的な判断も自発性の行使の一側面であることに変わりはなく、そして、「第二の自然」をヒュームの言う「人間本性」としてとらえ返すこともまた可能に違いないからである。

## 註

<sup>1</sup> Hume, D. *A Treatise of Human Nature*, edited by Selby-Bigge (Oxford: Oxford University Press, 1978).

<sup>2</sup> *A Treatise of Human Nature*, p. 14.

<sup>3</sup> *A Treatise of Human Nature*, pp. 69-70.

<sup>4</sup> 神野慧一郎『ヒューム研究』（ミネルヴァ書房, 1984）, pp. 131-132 は、これに「恒常的」の用語をあてている。その場合には、「因果は恒常的连接に基く」というときの「恒常的」と混同しないよう、注意を要する。

<sup>5</sup> Russell, B. *Problems of Philosophy* (Oxford: Oxford University Press, 1912), pp. 58-63.

<sup>6</sup> ここでの「暗黙の知識」「暗黙知」の概念は、Pylyshyn, Z. *Computation and Cognition: Toward a Foundation for Cognitive Science* (Cambridge, Mass.: MIT Press, 1984)におけるものに近い。

<sup>7</sup> Dennett, D. *The Intentional Stance* (Cambridge, Mass.: MIT Press, 1987).

<sup>8</sup> これに関しては村田純一『色彩の哲学』（岩波書店, 2002）を参照。

<sup>9</sup> 音の類似性については、Brown, R. and Herrnstein, R. "Icons and Images", in Block, N. (ed.) *Imagery* (Cambridge, Mass.: MIT Press, 1981), pp. 19-49 に言及がある。

<sup>10</sup> McDowell, J. *Mind and World* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1994).

<sup>11</sup> *Mind and World*, pp. 56-60, pp. 170-174.

<sup>12</sup> Davidson, D. "A Coherence Theory of Truth and Knowledge", in LePore, E. (ed.) *Truth and*

*Interpretation: Perspectives on the Philosophy of Donald Davidson* (Oxford: Basil Blackwell, 1986), pp. 307-319. この論文へのマクドウェルの言及は、*Mind and World*, pp. 13-18.

<sup>13</sup> Loar, B. “Phenomenal States”, *Philosophical Perspectives* 4: (1990), pp. 81-108.

(しおの なおゆき／東京大学)